

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会が保有する情報の公開に関する規  
程

平成 19 年 7 月 6 日

選挙管理委員会告示第 8 号

茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 16 号）に基づく茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会が保有する情報の公開については、茨城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合規則第 12 号）の例による。

附 則

この告示は、平成 19 年 7 月 6 日から施行する。